

令和6年度財政健全化判断比率の状況

1. 財政健全化法の概要

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るため「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「健全化法」）が平成19年6月に公布されました。

これにより地方公共団体は、毎年度、前年度決算に基づく健全化判断比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告するとともに市民の皆様に公表することとなりました。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標の総称です。地方公共団体はこの健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、「早期健全化段階」となり、自主的な改善努力による財政健全化を図るため財政健全化計画を策定することとなります。さらにこの比率のうち財政再生基準に達しているものがひとつでもあれば、「財政再生段階」となり、国等の関与による確実な再生を図るため財政再生計画を策定することとなります。

2. 令和6年度決算に基づくいすみ市の健全化判断比率

令和6年度決算に基づく「健全化判断比率」は、実質赤字比率と連結実質赤字比率については、黒字決算であることから該当ありません。実質公債費比率については、6.3%で前年度と比較し0.1ポイント減、将来負担比率については、10.8%で2.7ポイント増となりました。

いずれの指標も早期健全化基準を下回る数値であり、いすみ市の財政状況は健全な状態であるということを示しています。

(単位：%)

指 標 名	い す み 市	早 期 健 全 化 基 準	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	13.13	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	18.13	30.00
実 質 公 債 費 比 率	6.3	25.00	35.00
将 来 負 担 比 率	10.8	350.00	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため「—」と表示しています。

3. 各指標等について

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す指標ともいえます。

②連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示す指標ともいえます。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

4. 対象の範囲について

い す み 市	一 般 会 計		実 質 赤 字 比 率	比 連 結 実 質 赤 字 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
	特 別 会 計	公 営 事 業 会 計				
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合		国 民 健 康 保 険 特 別 会 計				
		介 護 保 険 特 別 会 計				
		後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計				
		千 葉 県 市 町 村 総 合 事 務 組 合				
		千 葉 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合				
		夷 隅 郡 市 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合				
		南 房 総 広 域 水 道 企 業 団				
		国 保 国 吉 病 院 組 合				
地 方 公 社 ・ 第 三 セ ク タ ー 等		夷 隅 環 境 衛 生 組 合				
		布 施 学 校 組 合				
		—				

※ 地方公社・第三セクター等については、いすみ市は該当団体がいないため「—」と表示しています。